

高額療養費の申請が変わります

これまで、国民健康保険の被保険者で高額療養費に該当があった人の申請の際には、該当年月の医療機関の領収書が必要でしたが、広島県の国民健康保険の広域化によって、医療機関から提出された診療報酬明細に基づいた算定金額に了承いただける場合は、領収書が不要となります。

この取扱いの変更により、領収書の紛失などで支給額が減額されることがなくなります。

なお、金額が大きく異なる場合、誤りや記載漏れがある場合は、確認のため領収書原本を持参のうえ、申請手続きの際にお申し出ください。

※平成30年4月診療分までは、これまでの申請方法です。ご注意ください。
問 住民課保険年金グループ ☎820・5604

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

医療機関窓口（入院・外来）での支払いは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、決められた自己負担額までとなります。

国民健康保険で現在発行している「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。すでに認定証をお持ちの人には、7月中旬に申請書を郵送しますので、引き続き交付を希望される場合は再度申請してください。また、認定証の交付を新たに希望される人は、住民課で申請してください。

なお、後期高齢者医療保険で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、自動更新となりますので、手続きは不要です。
問 住民課保険年金グループ ☎820・5604

国民健康保険被保険者証の更新について

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は、7月31日までです。

新しい国民健康保険被保険者証は、7月下旬に郵送します。

なお、70歳以上の人に交付されている「高齢受給者証」は、被保険者証と一体化され、一枚にまとまります。

8月に入っても届かない場合は、住民課までご連絡ください。
問 住民課保険年金グループ ☎820・5604

後期高齢者医療被保険証（保険者証）の定期更新について

後期高齢者医療の被保険者に新しい保険証（水色）を交付します。

8月1日以降に病院などに行くときは、必ず新しい保険証をご提示ください。

なお、保険証は7月末日までに、広島県後期高齢者医療広域連合から郵送でお届けします。

届けます。

8月に入っても届かない場合は、住民課までご連絡ください。

問 住民課保険年金グループ ☎820・5604

歯科健康診査を実施します

後期高齢者医療の被保険者に新しい保険証を郵送する際に、歯科健康診査の案内を同封します。

☑平成29年度中に75歳になられた（昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれ）、広島県後期高齢者医療被保険者で、歯科健診受診時にも被保険者である人

▽受診期間：9月1日～12月31日までの歯科医療機関診療日

☑広島県歯科医師会が指定する歯科医療機関（受診券送付時に一覧表を同封）

¥無料（治療等は対象外）

▽健診内容：現在の歯の状況、口腔清掃状況等、歯周組織の状況、義歯の状況、咬合状態、口腔機能など

▽申込期間：8月1日～11月31日

月30日

▽申込方法等：広島県後期高齢者医療広域連合まで電話等でお申し込みください。詳しくは、保険証に同封の案内をご覧ください。

甲 問 広島県後期高齢者医療広域連合 業務課 事業管理係 ☎502・3010

療育手帳の更新手続きについて

西部子ども家庭センターによる療育手帳の更新手続きを行います。

☑8月22日(水) 午前10時～11時 午後1時～2時

所 熊野町役場 対療育手帳に次回判定日が記載されている人

定 4人（定員になり次第締め切ります。）

持 療育手帳、写真（縦4cm×横3cm）1枚、印鑑

▽予約：8月8日(水)まで、電話で予約を受け付けます。
申 民生課 ☎820・5635

重度心身障害者医療費受給者証が新しくなります

現在使用されている受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。8月1日以降も引き続き資格がある人には新しい受給者証を7月下旬に郵送します。

（※更新手続きは不要です）
 なお、資格要件により停止となる人には、別途通知します。

また、今まで所得制限などにより停止となっている人も、平成29年中の所得状況に依りて、平成30年度の受給者証（8月1日から有効）が交付可能となる場合があります。受給資格がある人は、交付申請の手続きを行ってください。

▽手続きに必要なもの

- ① 印鑑
- ② 健康保険証（65歳以上の人は後期高齢者医療被保険者証）
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳

対象者	
身体障害者手帳	1・2・3級所持者
療育手帳	Ⓐ・Ⓐ・Ⓑ所持者
利用者負担	1 医療機関につき、1日200円（通院月4日、入院月14日まで）

*所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。

問 民生課 ☎820・5635

国民健康保険税の納税通知書を送付します

平成30年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬、世帯主（納税義務者）あてに送付します。

●平成30年度改正点

【税率の変更】
 国民健康保険制度の単位数に伴い、税率を改定することになりました。

健全運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

【軽減措置の対象拡大】

所得が少ない世帯には、世帯の所得や人数に応じて均等割額および平等割額の軽減措置がありますが、軽減判定基準の変更により、軽減対象者が拡大されます。

平成30年度国民健康保険税 税率表

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.40%	1.76%	1.85%
資産割	なし	なし	なし
均等割	30,200円	8,700円	10,000円
平等割	22,500円	6,700円	6,800円

下線部：平成30年度改定箇所

※資産割は平成30年度から廃止しました。
 ※介護分は40歳以上65歳未満の人が対象となります。

問 税務課 ☎820・5603

該当する世帯は納税通知書に記載されます。なお、所得の申告（確定申告や町民税等の申告）をしていないなど、所得が不明の場合は、所得が一定基準より少ない世帯であっても軽減措置が受けられません。

●非自発的失業者等の軽減・減免についての相談

倒産・解雇・雇止めなど自己都合ではない理由による65歳未満の失業者（雇用保険の特定受給資格者および特定理由資格者）等の軽減や減免などについては税務課までご相談ください。

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

- 「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。
- 「マスカットキッズ」（おひさまルーム内）ふたご以上のお子さんと家族の交流の日です。
- 「パパとおひさま」（毎月第2土曜日9:30～11:30）8月は祝日のためありません。
- 「歯っぴー教室」歯科衛生士が歯みがきのコツについてお話します。保健師による個別相談もできます。こども歯ブラシをご持参ください。
- 「お誕生会」毎月1回お誕生月のお子さんをみんなで祝っています。
- 「ピニールプールで水遊びをしよう！」
 時 7月・23日(月)・25日(水)・26日(木)・31日(火)
 8月・2日(木)・3日(金)・6日(月)・8日(水)・9日(木)・10日(金)
 いずれも10:00～11:00(同日に室内で「おひさまルーム」も行っていきます)
 洗ってあるパンツまたは水着、着替え、タオル2枚(ハンドタオル1枚・バスタオル1枚)
 ※おむつのはずれていないお子さんはプールの周りでの水遊びのみとなります。雨天、曇りの場合は中止します。

※いずれの事業も変更する場合があります。
 ※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（くまの・子ども夢プラザ内）
 熊野町貴船9番14号 ☎820-5502 ☒855-0805
 開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
 第2土曜日9:30～11:30
 〈子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00〉

認知症カフェ情報▼認知症の人や、その家族、支援者が集い、自由に話せる場所です。
みらい ☎7月17日(火)13:30～16:00 ☒200円 ☒くまの・みらい交流館
ばたから ☎8月1日(水)13:30～16:00 ☒200円 ☒中溝コミュニティセンター